

滋賀県原油価格・物価高騰等対策土地改良区等緊急支援事業補助金交付要綱

	滋耕農基	第299号
	令和4年	7月 1日
	滋耕農基	第442号
一部改正	令和4年	12月13日
	滋耕農基	第338号
一部改正	令和5年	9月 1日
	滋耕農基	第117号
一部改正	令和6年	3月12日
	滋耕農基	第382号
一部改正	令和6年	9月 1日
	滋耕農基	第338号
一部改正	令和7年	8月 1日

(目的)

第1条 知事は、原油価格高騰による電力料金の値上がりなどにより農業者が大きな影響を受けている状況を踏まえ、農業者の負担軽減を図るため、土地改良区等（土地改良区、土地改良区連合および複数の農業者が利用する農業水利施設を管理している農業者が構成員となる団体をいう。以下同じ。）が管理する、県営土地改良事業をはじめとする県から補助を受けて造成された農業水利施設に要する電気料金に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象施設、補助金額および事業主体)

第2条 補助対象施設は、県営土地改良事業または県の補助を受けて造成した農業水利施設とし、対象とする電気料金は令和7年4月使用分から令和7年9月使用分までとする。

- 2 補助金の額は、使用電力量に燃料調整費増嵩単価を乗じた額の土地改良区等負担相当分のうち3分の2以内とし、その算定方法は別紙1のとおりとする。
- 3 事業主体は、電力料金を負担している土地改良区等とする。

(事業の採択)

第3条 事業を実施しようとする事業主体は、採択申請書（別記様式第1号）を令和7年10月31日までに次に掲げる書類を添え知事に提出するものとする。

(1) 事業計画書

- 2 知事は、採択申請書の内容を審査のうえ対象施設を決定し、採択通知書（別記様式第2号）により事業主体へ採択内容を通知するものとする。
- 3 事業主体は、事業を中止しようとするときは、速やかに事業中止申請書（別記様式第3

号)を知事に提出し、承認を得るものとする。

(補助金交付申請および実績報告)

第4条 事業主体は、規則第3条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、知事が別に定める日までに補助金交付申請書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 出来高調書(別記様式第5号)

(2) 役員名簿等または構成員名簿等(土地改良区、土地改良区連合以外の場合のみ)

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査するものとし、補助金の交付を決定した場合は、別記様式第6号により通知するものとする。

3 規則第12条に規定する補助金の実績報告は、第1項の補助金交付申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

4 事業主体は、第1項の申請書を提出するにあたっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の額の確定および請求)

第5条 規則第13条に規定する補助金の額の確定は、前条第2項の交付決定の通知をもって額の確定があったものとみなす。

(標準事務処理期間)

第6条 標準事務処理期間は、次のとおりとする。

(1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定

規則第3条の規定による申請があった日から起算して60日以内

(書類の経由)

第7条 事業主体は、規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類を所管の農業農村振興事務所長あて提出するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第8条 事業主体は、事務に関する帳簿および書類を当該事業終了の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 事業主体は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。)には、速やかに消

費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第10条 事業主体は、第3条の規定に基づく採択申請、第4条の規定に基づく交付申請、第9条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額報告書の提出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則

この要綱は令和5年9月1日から施行し、令和5年度分の補助金に限り適用する。

付 則

1. この要綱は令和6年3月12日から施行し、令和5年度分の補助金に限り適用する。
2. この通知による改正前の本要綱により実施する事業については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は令和6年9月1日から施行し、令和6年度分の補助金に限り適用する。

付 則

この要綱は令和7年8月1日から施行し、令和7年度分の補助金に限り適用する。